

川西市フリースクール等利用支援補助制度

学校に通うことが困難な不登校児童生徒が第三の居場所を見つけ、不登校状態を起因とした孤立化を防ぐため、経済的負担の大きいフリースクール等利用者に対して負担軽減を図ることを目的に、令和8年度のフリースクール等利用支援補助金を次のとおり募集します

補助対象者

補助対象者は、不登校児童生徒に係るフリースクール等の利用料を負担する保護者であって、次の条件のいずれにも該当する方です。

1. 対象となる児童生徒が、川西市内に在住している。
2. 対象となる児童生徒が、川西市立の小中学校に在籍している。
3. 対象となる児童生徒が、1年以内に在籍する小中学校を概ね30日以上欠席している。
4. 対象となる児童生徒が、指導要録上で出席扱いとなっている。
5. 他の地方公共団体等から同種の補助金の交付を受けていない。

補助対象経費

フリースクール利用料（授業料、施設利用料）

補助金額

助対象経費の総額の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、端数切り捨て）とし、対象児童生徒1人につき1か月10,000円を上限とします。

申請方法・問い合わせ先

ホームページより申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類と併せて郵送、もしくは持参してください。

申請書は、教育総務課の窓口でも受け取ることができます。

※ホームページは今後更新予定です

【提出先・問い合わせ先】

〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市教育委員会事務局 教育推進部 教育総務課

TEL 072-740-1256

ホームページ

補助金の申請から交付までの流れ

1. 交付申請（申請者→市）

【受付期間】

第1期（令和8年4月～9月分）

令和8年9月1日～10月30日

第2期（令和8年10月～令和9年3月分）

令和8年10月1日～令和9年2月26日

【提出物】

補助金交付申請書

対象期間に係るフリースクール等の利用に関する契約内容等が分かる書類
※別途、書類の提出を求める場合があります。

2. 交付決定（市→申請者）

書類の審査後、市から交付決定通知書を送付します。

3. 実績報告（申請者→市）

【提出物】

補助金実績報告書

対象期間に係るフリースクール等の利用料支払が確認できる書類
※別途、書類の提出を求める場合があります。

4. 補助金確定（市→申請者）

書類の審査後、市から補助金等確定通知書を送付します。

5. 補助金請求（申請者→市）

【請求書提出締切】

第1期分：令和8年11月20日（金）

第2期分：令和9年3月23日（月）

6. 補助金交付（市→申請者）

請求後、1か月程度で交付します。